

現金総合保険

動産総合保険(現金総合特約条項A～D,F方式用)



現金総合保険の補償内容

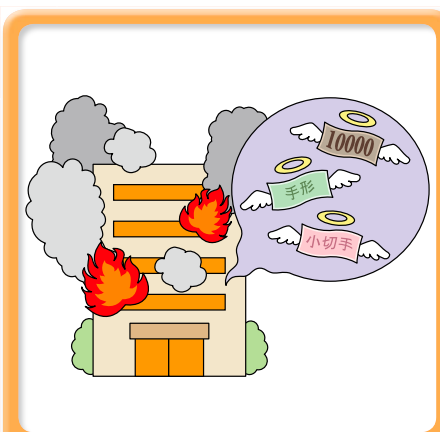
(動産総合保険)

保険金のお支払いの対象となる主な事故

■この保険は、保険の対象である現金・小切手・手形・有価証券を保管中および付随する運送中の偶然な事故による損害からお守りする保険です。お支払いの対象となる主な事故は次のとおりです。



金庫に保管していた現金・小切手・手形・有価証券を何者かに盗まれた。



火災により現金・小切手・手形・有価証券を焼失した。



現金を銀行に預け入れに行く途中ひったくりにあった。

お支払いする保険金

損害保険金(現金総合特約条項Aの場合)

(1) 保管中の事故の場合

保管中の現金・小切手・手形・有価証券について損害が生じた場合は、保管場所ごとに、保険金額または保険価額^(注1)のいずれか低い額を限度に、損害額から自己負担額(免責金額)^(注2)を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金の額} = (\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

損害保険金の額が1回の事故につき、てん補限度額を超える場合は、損害保険金 はてん補限度額を限度とします。

(注1) 損害保険金計算の基礎となる保険価額は、損害が発生した時およびその場所における保険の対象の価額(時価)です。小切手、手形の場合は、額面金額です。(以下、同様とします。)

(注2) 全損(損害額が保険価額以上となることをいいます。)の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は損害額から自己負担額を差し引きません。



ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点

(2) 運送中の事故の場合

銀行などへの運送中に損害が発生した場合は、1事故ごとの補償限度額を限度として次の算式により算出された損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額}^{\text{(注)}} = \text{損害保険金}$$

(注) 全損(損害額が保険価額以上となることをいいます。)の場合および火災、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は損害額から自己負担額を差し引きません。

- 保険金額は、保管中は保管場所ごとに保険期間中の予想最高保管金額を基準として設定してください。運送中は保管中の保険金額と同額になります。
- 保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払対象となりません。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

臨時費用保険金

以下の事故により保険の対象が損害を受けて損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%(ただし、1事故につき300万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災、^{ひょう}雹災、雪災
- 外部からの物体の飛来・衝突
- 水濡れ
- ^{じょう}騒擾・集団行動 等

(※) 盗難による事故、上記によらない偶然な事故の場合は、お支払いの対象となりません。

残存物取片づけ費用保険金

残存物取片づけ費用保険金(清掃費用等の後片づけ費用)として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。

- ご注意** ① 上記以外の費用保険金のお支払対象となる場合があります。また、ご契約方法によっては、上記のお支払いする保険金と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ② 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

ご契約条件等 / ご注意点

保険の対象

お客さまが所有する現金(貨・紙幣)、小切手、手形、有価証券^(注)が、この保険の対象となります。

(注)白地小切手および白地手形は保険の対象とすることができません。

保険期間

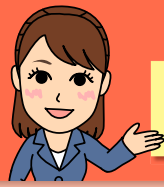
原則として1年間とします。

お支払いの対象とならない主な損害

■ 次のような損害は保険金のお支払いの対象となりません。

- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)による損害
(注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- テロ行為^(注)による損害(1つの敷地内において保険金額が10億円以上の場合にかぎります。)
(注)テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、水災による損害
- 保険の対象の紛失・置き忘れ(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害
- 詐欺・横領による損害
- 勘定間違い、支払いの過誤または受取り不足などの出納過誤による損害
- 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った盗難、強盗等による損害
- 偽造または変造された通貨・有価証券等による損害

など



ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点

ご契約方法

● 保険金額と1事故てん補限度額の設定

①保管中

本店・支店などの各店舗ごとに、その予想最高保管額または年間の平均売上高^(注)を勘案のうえ、「保険金額および1事故てん補限度額」を設定します。

(注)契約方式によって保険金額の設定方法が異なります。

②運送中

保険金額は保管中の保険金額と同額になります。また、1回の運送における最高輸送額を基準として、「1事故てん補限度額」を設定します。

※保管中のみを補償する方法や、給与・賞与支給時のみを補償する方法、土曜日・日曜日・祝日のみを補償する方法もございます。契約方式や保険金額の設定方法などの詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 自己負担額の設定

保管中・運送中を問わず、1事故あたりの自己負担額を設定します。(1万円以上で設定していただきます。)

◎ただし、この自己負担額は全損(保険の対象の損害額が保険価額以上となる場合をいいます。)の場合および火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合は控除しません。

保険料例

保険料は、保管場所の建物構造・警備状況・周囲の状況などにより異なりますが、ご契約例によって算出した標準保険料は次のとおりです。

ご契約の方法 ご契約例(項目)	保管中および運送中を補償する場合 (現金総合特約A)	保管中のみを補償する場合 (現金総合特約B)
所在地	東京都杉並区	大阪府堺市
保管される建物の構造	鉄骨耐火被覆構造(耐火構造)	鉄筋コンクリート造(耐火構造)
保険の対象	現金	現金・小切手
保険金額	2,000万円(予想最高保管額)	3,000万円(予想最高保管額)
保管中の1事故 てん補限度額	2,000万円	3,000万円
運送中の1事故てん補限度額	1,000万円	—
自己負担額	10,000円	10,000円
保険期間	1年	1年
お支払保険料 (年間保険料・一括払)	267,800円	379,500円

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内にお申し込みいただく必要があります。

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。ご通知いただく事項は重要事項等説明書をご参照ください。

以下のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通販特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日(開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 保険料のお支払方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数回に分けてお支払いいただく分割払があります。

分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなくなったり、ご契約が解除されたりすることがあります。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

通知事項

- ・保険の対象の保管場所または運送経路の変更
- ・保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
- ・保険証券記載の担保地域の変更
- ・その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実※の発生

※保険契約申込書および契約内容変更依頼書に★印のある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(2) 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

(3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

Ⅲ 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

Ⅳ その他ご注意ください

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものととなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行います。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時
土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時
土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★現金総合保険は動産総合保険普通保険約款に現金総合特約条項A～D、F等をセットした商品名です。セットされる特約条項の内容については、「普通保険約款および特約条項」をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013
千葉県浦安市日の出6-2-B-302

TEL 047-380-8742 FAX 047-380-8795